

附属機関等会議録

令和元年 7 月 2 日

会 議 の 名 称	平成30年度 第3回島田市個人情報保護審議会
開 催 日 時	平成31年3月4日（月） 午後2時00分から 午後5時15分まで
開 催 場 所	島田市役所第3会議室北
会 議 の 議 題	個人情報取扱事務の届出について その他 島田市個人情報保護審議会の意見の類型表への新しい類型の追加について
会議の公開又は全部若しくは一部の非公開の別	公開・非公開（全部・一部）
会議の全部又は一部の非公開の理由	
公開の場合の傍聴人の数	0人
出席者の氏名等	恒川会長、田代委員、今村委員、勝山委員、尾村委員、中野行政総務課長、樽林課長補佐、横山主事計8人
会 議 の 結 果	各課より新規審議案件7件、新規報告案件10件、変更審議案件3件、変更報告案件8件、廃止案件3件（合計31件）について説明を行い審議が行われた。 各案件の概要及び審議結果は、以下のとおり。事務における個人情報の取扱いの詳細は、別紙審議会資料を参照のこと。
商 工 課	1 新規審議（「プレミアム付商品券事業」について説明）商工課 【概要】 消費税率引上げによる低所得者・子育て世帯への影響緩和及び消費喚起を促すことを目的に、プレミアム付商品券の販売事業を行う。 プレミアム付商品券の購入可能な対象者を抽出し、対象者へ通知を送付するため、本人以外から個人情報を収集する。
田 代 委 員	今年度限りの事業ですか。

商工課	単年度の実施です。商品券が使用可能な期間は、10月から3月です。
勝山委員	プレミアム付き商品券事業は初めてですか。
商工課	平成27年頃に同様にプレミアム付き商品券という事業がありましたが、当時は地方のお店を盛り上げるという地方創生を目的として実施されました。
尾村委員	販売総数は9万冊とありますが、どのような見込ですか。
商工課	2万5,000円相当の商品券を2万円で買えるようになりますが、購入に関しては任意です。9万冊については、プレミアム商品券を購入できる対象者がすべて2万5,000円分購入した場合になります。
事務局	今回の審議会では、プレミアム商品券以外にも消費税増税に伴う対策となる事業が他にもあります。様々な事業で消費落ち込み対策を行っていくものをご理解いただければと思います。
会長	ほかにご意見はありますか。
委員	異議なし。
会長	では、本件についてお認めいたします。 上記案件について承認された。
観光課	2 新規審議（「観光総合戦略策定事務」について説明）観光課 【概要】 観光総合戦略策定を目的として、関係者との協議及び情報収集事務を行う。 策定委員会委員の選定及びワークショップの開催に当たり、本人及び本人以外から個人情報の収集を行う。
田代委員	策定委員会委員の選任にかかる、個人情報の集ですが、報酬を支払うための金融機関の情報は収集しませんか。

観	光	課	報酬の支払いはありますが、会計課の債権者の登録を通じて支払いをします。観光課としては金融機関の情報は保管しません。	
事	務	局	<p>補足させていただきます。</p> <p>担当課として、事務手続き上の必要で金融機関情報を保管する必要がある場合は、収集項目として届出簿に記載しています。本案件については観光課としては保管する必要がないものですので、収集項目として記載していません。</p>	
会		長	対象者の範囲に記載のある「関係者」とはどのような人たちですか。	
観	光	課	例えば観光協会の構成員や、個人として観光に携わる方達です。	
会		長	ほかにご意見はありますか。	
委		員	異議なし。	
会		長	では、本件についてお認めいたします。	
			上記案件について承認された。	
下	水	道	課	<p>3 新規審議（「下水道事業受益者負担金の徴収猶予に係る農業委員会総会議案確認事務」について説明）下水道課</p> <p>【概要】</p> <p>下水道の受益者負担金の徴収猶予を受けている土地所有者に対して、徴収猶予の理由消滅届出書の提出を勧奨することを目的として、農業委員会総会議案の確認事務を行う。総会議案に含まれる農地転用に係る個人情報をも本人以外から収集する。</p>
田	代	委	員	本人以外からの個人情報の収集元は農業委員会の総会議案であり、議案からどこの誰が農地転用したのかがわかるということでしょうか。
下	水	道	課	そうです。総会は毎月開催され、農業委員会事務局から議案の提供を受けます。

<p>事 務 局</p>	<p>一定の理由があれば、下水道事業の受益者負担金の徴収猶予の申請ができますが、理由が消滅したときは、理由消滅の届出をしなければなりません。</p> <p>本件は農地転用という理由の消滅があつたにもかかわらず未届出になってしまうことを防ぐため、担当課としても情報を行うというものです。</p>
<p>会 長</p>	<p>徴収猶予の理由消滅があつたにもかかわらず、届出がないものはあるということですか。</p>
<p>下 水 道 課</p>	<p>支払いの義務があるものとはいえ、支払いが再開するという性質上、届出者が積極的になるものではありませんので、未届出も少なからずあります。</p>
<p>会 長</p>	<p>農業委員会は、下水道課の必要とする徴収猶予の理由消滅に関する情報を漏れなく持っているのでしょうか。</p>
<p>下 水 道 課</p>	<p>農地転用に関する情報は農業委員会が漏れなく把握していると理解しています。</p>
<p>会 長</p>	<p>ほかにご意見はありますか。</p>
<p>委 員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>会 長</p>	<p>では、本件についてお認めいたします。</p> <p>上記案件について承認された。</p>
<p>農 林 課</p>	<p>4 新規審議（「農業農村整備事業に伴う用地取得事務」について説明）農林課</p> <p>【概要】</p> <p>農業農村整備事業の用地を取得することを目的として、土地の権利調査や用地交渉事務等を行う。登記や、住民票・戸籍等の調査及び用地交渉により、本人及び本人以外から個人情報収集する。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>補足させていただきます。建設課やすぐやる課の行う用地取得事務と同様の内容となっております。用地取得をするため、土地の権利者を登記や聞き取りにより調査し、取得交渉につなげるという事務になります。</p>

田代委員	本人以外からの収集の理由が複数ありますが、公益上の必要を理由とする取り扱いは具体的にどのようなものになりますか。
農林課	土地権利者に関する個人情報を近隣住民から収集する場合を想定しています。権利者不明の土地の収用という事務を遂行するため、必要な取り扱いであると考えます。土地収用事務という性質上非常にデリケートな取り扱いが求められますので、個人情報の適切な取り扱いを十分に確保します。
会長	事業説明会の時点ではある程度の個人情報は収集していますか。
農林課	農道を新たに作るまたは拡幅するということになりますと、まずは周辺土地権利者の把握から始まります。その後事業の説明会になります。
会長	ほかにご意見はありますか。
委員	異議なし。
会長	では、本件についてお認めいたします。 上記案件について承認された。
包括ケア推進課	5 新規審議（「徘徊高齢者みまもりあいシステム利用補助金交付事務」について説明）包括ケア推進課 【概要】 認知症高齢者が行方不明になった場合に、直ちに広域での搜索依頼が可能なシステムの導入を推進することを目的に、補助金交付事務を行う。補助金の交付申請受付により、本人及び本人以外から個人情報を取得する。
事務局	補足させていただきます。金融機関の情報の収集については、補助金交付という事務であるため、交付漏れを防ぐため、担当課としても金融機関情報を保管するものです。
尾村委員	安否不明者の搜索についてはどのようなシステムを使いますか。また、現在も同報無線による広報も

<p>包括ケア推進課</p>	<p>行われていますが、どのような違いがありますか。</p> <p>安否不明者の検索については、専用のアプリを使います。アプリを登録した協力者のもとへ不明者の顔写真や背格好等が届けることができます。また、アプリを通じて情報発信者へ連絡をとることもできます。なお、連絡についてはサーバーを経由しますので、利用者と協力者はお互いに連絡先を知られることはありません。</p>
<p>田代委員</p>	<p>補助金は、導入費用全額ですか。</p>
<p>包括ケア推進課</p>	<p>そうです。アプリを利用するにあたり、入会費と年間利数料がかかりますので、それらを導入時に補助します。2年目以降の年間利用料はアプリ登録者の自己負担になります。</p>
<p>会長</p>	<p>外部提供について本人同意とありますが、これは高齢者本人の同意ですか。</p>
<p>包括ケア推進課</p>	<p>これは申請者の同意になります。本人以外からの収集については高齢者の個人情報や家族から収集するという部分になります。類型については、高齢者本人の認知状態から家族から聞き取りする必要があること、また補助金事務であることから、「本人の所在確認」と「補助金算定」の類型を併記しました。</p>
<p>包括ケア推進課</p>	<p>協力者について補足します。家族と成年後見人も対象者の範囲になりますので届出簿を修正します。</p>
<p>会長</p>	<p>このアプリは市の境界を越えて利用可能ですか。</p>
<p>包括ケア推進課</p>	<p>利用可能です。20km圏内であれば情報提供が可能です。</p>
<p>会長</p>	<p>ほかにご意見はありますか。</p>
<p>委員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>会長</p>	<p>では、本件についてお認めいたします。</p> <p>上記案件について承認された。</p>

<p>包括ケア推進課</p>	<p>6 新規報告（「島田市生活支援コーディネーター活動業務」について説明）包括ケア推進課</p> <p>【概要】</p> <p>住民主体の互助のサービスや、地縁団体、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会等によるサービスの連携を目的として、各団体を結びつけるコーディネート業務を行う。各団体との連絡のため、本人から個人情報収集する。</p>
<p>会 長</p>	<p>市の担当課は直接個人情報を取り扱うことはありませんか。</p>
<p>包括ケア推進課</p>	<p>はい。主に個人情報の取り扱いを行う地域の人たちや団体間の調整については業務委託していますので、市が直接個人情報を取り扱うことはありません。委託業務における個人情報の扱いは委託契約に明示しています。</p>
<p>会 長</p>	<p>ほかにご意見はありますか。</p>
<p>委 員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>会 長</p>	<p>では、本件についてご報告をお受けいたしました。</p> <p>上記案件について報告された。</p>
<p>包括ケア推進課</p>	<p>7 変更報告（「しまトレ推進事業事務」について説明）包括ケア推進課</p> <p>【概要】</p> <p>高齢者の介護予防を図ることを目的として、しまトレの実施団体に対して補助金の交付事業を行う。補助金の交付申請受付により、本人及び本人から個人情報を取得する。</p> <p>【変更点】</p> <p>補助金交付の進捗管理のため、交付対象者の口座情報の写しを保管するなど、事務処理方法の変更を行ったことに伴い、届出簿の表記を改めた。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務の開始から1か月後に事務の内容が変わったということでしょうか。</p>

<p>包括ケア推進課 会 長</p>	<p>はい。支援をどのようにしていくかという検討の中、市からの認定をした方がよいのではないかという結論になり、事務の変更をしました。</p> <p>補助金も公認されないともらえないということでしょうか。</p>
<p>包括ケア推進課 会 長 委 員</p>	<p>はい。</p> <p>ほかにご意見はありますか。</p> <p>異議なし。</p>
<p>会 長</p>	<p>では、本件についてご報告をお受けいたしました。</p> <p>上記案件について報告された。</p>
<p>包括ケア推進課</p>	<p>8 変更報告（「島田市地域ケア会議事務」について説明）包括ケア推進課</p> <p>【概要】</p> <p>高齢者が地域で自立した生活を営むために、適切な支援及び必要な支援体制について検討することを目的に、個別ケース会議の運営事務を行う。ケース検討の参考とするため、本人及び本人以外から介護保険被保険者の個人情報収集する。</p> <p>【変更点】</p> <p>新たに市が主催する自立支援型地域ケア会議を実施することに伴い、届出簿の変更を行う。</p>
<p>包括ケア推進課 会 長 委 員</p>	<p>事務の開始年月日を7月1日に訂正します。</p> <p>ご意見はありますか。</p> <p>異議なし。</p>
<p>会 長</p>	<p>では、本件についてご報告をお受けいたしました。</p> <p>上記案件について報告された。</p>

	<p>9～13番目の案件については関連する案件の届出であったため、包括ケア推進課より関連情報の説明を行い、続けて各担当課より個別案件についての説明を行なった。</p> <p>9～13 関連情報</p> <p>静岡県主導で、医療、介護、健診データを一体的に活用し、効率的かつ効果的な健康福祉施策等の推進を図ることを目的として、県、市、後期高齢者医療広域連合、国保連合会の4者がデータ利活用に関する協定を結ぶことになった。この協定により、国保連合会の所有するKDB(国保データベース)システムを介して4者が医療、介護、健診データを共有することになる。市の内部では、国保年金課の医療及び健診情報を長寿介護課と包括ケア推進課へ提供することになる。</p>
<p>包括ケア推進課</p>	<p>9 新規審議（「医療・介護・健診データ活用事業」について説明）包括ケア推進課・長寿介護課</p> <p>【概要】</p> <p>データに基づいた効率的かつ効果的な健康福祉施策等の推進を図ることを目的として、医療、介護、健診のデータを活用する事業を行う。</p> <p>KDBから静岡県の後期高齢者医療と島田市の国民健康保険の医療データ、健診データ及び介護データに含まれる個人情報を収集する。</p>
<p>長寿介護課</p>	<p>10 変更審議（「介護保険給付実績管理（審査支払）事務」について説明）包括ケア推進課・長寿介護課</p> <p>【概要】</p> <p>介護サービス等の給付実績の管理を目的として、介護保険給付の審査支払い事務を行う。介護サービス等の給付実績を管理するに当たり、本人及び本人以外から個人情報を収集する。また、特定健診のため目的外利用を行う。</p> <p>【変更点】</p> <p>医療、介護、健診データの活用に係る4者協定により、KDBを介して介護データを外部提供するため、届出簿の変更を行う。</p>
<p>国保年金課</p>	<p>11 変更審議（「診療報酬審査支払事務」について</p>

	<p>説明) 国保年金課</p> <p>【概要】</p> <p>医療機関に支払う診療報酬等の給付実績の管理を目的として、診療報酬の審査支払い事務を行う。</p> <p>診療報酬の審査に伴い、本人以外から個人情報収集する。</p> <p>【変更点】</p> <p>医療、介護、健診データの活用に係る4者協定により、KDBを介して医療データを外部提供するため、届出簿の変更を行う。</p> <p>12、13の案件は共に同じ変更点</p>
国保年金課	<p>12 変更審議（「特定健康診査・特定保健指導事業、後期高齢者健診事業」について説明）国保年金課</p> <p>【概要】</p> <p>国民健康保険と後期高齢者医療の被保険者の健康維持を目的として、健康診査及び特定保健指導を行う。事業実施に伴い、本人及び本人以外から個人情報を収集し、他の医療保険者へ外部提供する。</p>
国保年金課	<p>13 変更審議（「人間ドック事務」について説明）国保年金課</p> <p>【概要】</p> <p>疾病の予防、健康の維持・増進を目的として、特定保健指導及び人間ドックの費用助成の事務を行う。事業実施に伴い、本人及び本人以外から個人情報を収集し、他の医療保険者へ外部提供する。</p> <p>【変更点】</p> <p>医療、介護、健診データの活用に係る4者協定により、KDBを介して健診データを外部提供するため、届出簿の変更を行う。</p>
事務局	<p>包括ケア推進課、長寿介護課、国保年金課のもつそれぞれの個人情報データを一体的に活用するため、情報の共有化を図るという取組になります。それぞれの事務において個人情報の提供、収集に関し</p>

<p>会 長</p>	<p>て届出簿の変更をさせていただきました。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>縦割りで管理していた介護、医療、検診の情報を組織横断的に共有することにより活用を図るということですね。これは県内全ての自治体が同様の取組を行うということでしょうか。</p>
<p>会 長</p>	<p>はい。静岡県が中心となり事業を進めていきます。情報の利活用について、静岡県と自治体、後期高齢者医療広域連合、国保連合会が協定を結ぶことになっています。</p>
<p>国 保 年 金 課</p>	<p>対象となる人たちはどのくらいいるのでしょうか。</p>
<p>会 長</p>	<p>島田市の住民の20%ほどが国保の被保険者です。</p>
<p>国 保 年 金 課</p>	<p>今後は国保以外の保険にも連携が広がっていくのでしょうか。</p>
<p>田 代 委 員</p>	<p>はい。今回の連携は今国会を通して来年から法定化するという予定であります。今後も他の保険へ広がっていくと思われま。</p>
<p>包 括 ケ ア 推 進 課</p>	<p>各情報を連携するためにはマイナンバーを使って個人を特定することになるのでしょうか。</p>
<p>田 代 委 員</p>	<p>マイナンバーではなく、あくまで国保連合会が作成した管理番号を使います。</p>
<p>国 保 年 金 課</p>	<p>国保連合会へのレセプト審査は外部提供にはあたりませんか。</p>
<p>会 長</p>	<p>国民健康保険法に基づいた委託の範囲内で個人情報取扱をしていますので、外部提供という取扱ではありません。</p>
<p>長 寿 介 護 課</p>	<p>介護サービスの認定は医療データや健診データを使って総合的に判断するようになるのでしょうか。</p>
<p>長 寿 介 護 課</p>	<p>今までは介護実績だけであったものが、病歴や健診結果などで判断されることもあるかと思ひます。</p>

<p>包括ケア推進課</p> <p>会長</p> <p>委員</p> <p>会長</p>	<p>データの活用例ですが、認知症対策として病歴を活用することや、訪問診療の実績から介護サービスの見込み量を図り計画に役立てるといったことをしていきたいと考えています。</p> <p>ほかにご意見はありますか。</p> <p>異議なし。</p> <p>では、本件についてお認めいたします。</p> <p>上記9～13までの案件について承認された。</p>
<p>包括ケア推進課</p> <p>会長</p> <p>包括ケア推進課</p> <p>会長</p> <p>委員</p> <p>会長</p>	<p>14 変更報告（「地域リハビリテーション活動支援事業事務」について説明）包括ケア推進課</p> <p>【概要】</p> <p>要支援者及び事業対象者の自立支援を目的として、介護サービス事業者を対象とした研修や理学療法士等の助言による支援事業を行う。市が対象者の所へケアマネジャーと同行訪問するに当たり、本人及び本人以外から個人情報を収集する。</p> <p>【変更点】</p> <p>訪問対象者を通所型サービス利用者に限定していたが、多職種によるアセスメントが必要な者も訪問可能とした。個人情報を収集する対象者の範囲が拡大することに伴い、届出簿の変更を行う。</p> <p>対象者の拡大とともに、情報の収集項目が減っているとうことでよろしいですか。</p> <p>はい。事業を1年間やってみたところ、実際に収集する必要のない項目がありましたので変更します。</p> <p>ほかにご意見はありますか。</p> <p>異議なし。</p> <p>では、本件についてご報告をお受けいたしました。</p> <p>上記案件について報告された。</p>

<p>包括ケア推進課</p> <p>会長</p> <p>包括ケア推進課</p> <p>会長</p> <p>委員</p> <p>会長</p>	<p>15 変更報告（「通所型短期集中予防サービス事業事務」について説明）包括ケア推進課</p> <p>【概要】</p> <p>高齢者の介護予防及び身体機能の維持向上の支援を目的として、運動機能向上のプログラム実施事務を行う。</p> <p>事務の対象者の審査を行うため、本人及び本人以外から個人情報収集する。</p> <p>【変更】</p> <p>平成 31 年度より事業名が変更になることから、届出簿の内容確認を行い、実務に合わせ整理を行った。</p> <p>法改正に伴う事業名の変更と、届出内容の整理を行ったということですね。</p> <p>はい。</p> <p>ほかに意見はありますか。</p> <p>異議なし。</p> <p>では、本件についてご報告をお受けいたしました。</p> <p>上記案件について報告された。</p>
<p>長寿介護課</p>	<p>16 変更報告（「高齢者保健福祉計画等策定のため の高齢者等実態調査」について説明）長寿介護課</p> <p>【概要】</p> <p>高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）策定のため、高齢者等を取り巻く状況や意識などに関するアンケート事務を行う。アンケートを送付するため、本人以外から個人情報収集する。</p> <p>【変更点】</p> <p>従来アンケートは無記名により実施していたが、より効果的な調査を行うため、介護保険被保険者番号を付してアンケートを行うとともに、要介護認定データとの連携による分析を行い、実態把握に努めることとなった。これに伴</p>

<p>会 長</p>	<p>い届出簿の変更を行う。</p>
<p>長 寿 介 護 課</p>	<p>今までは本人からの収集はなかったということでしょうか。</p>
<p>会 長</p>	<p>今まではアンケートを本人特定できないものでとっていましたが、特定ができる番号を付して行うものに改めるため、個人情報収集をすることになります。</p>
<p>会 員</p>	<p>ご意見はありますか。</p>
<p>委 員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>会 長</p>	<p>では、本件についてご報告をお受けいたしました。</p>
<p>国 保 年 金 課</p>	<p>上記案件について報告された。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>17 変更報告（「過誤調整（一般・退職）事務」について説明）国保年金課</p> <p>【概要】</p> <p>医療費の適正化を図ることを目的として、診療報酬の過誤を調整する事務を行う。保険者及び被保険者を対象に調整を行うため、本人及び本人以外から個人情報の収集を行い、外部提供を行う。</p>
<p>田 代 委 員</p>	<p>【変更点】</p> <p>変更前の届出簿内容は、今回の審議案件 11「診療報酬審査支払事務」を含むものであった。届出簿を見直した結果、「過誤調整（一般・退職）事務」の届出簿から「診療報酬審査支払事務」の内容を分離させることとしたため、届出簿の変更を行う。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>補足させていただきます。島田市の国民健康保険と他の保険との切り替え時に誤って保険証を使用した場合に、保険負担分を調整する事務になります。</p>
<p>田 代 委 員</p>	<p>過誤調整は収入するものと支出するものではどちらが多いですか。</p>

国保年金課	<p>全体的な統計は即答できませんが、一昨年藤枝市と過誤調整した際は、1,000万円もの金額の調整が発生しました。これは5年ほど前から本来は島田市の被保険者になっているはずであった方の入院費用や高額療養費等を島田市と藤枝市で調整したものです。</p>
事務局	<p>補足させていただきます。高額の新薬が話題になったこともありますように、医療費は年々増えていっているのが現状であり、過誤調整の金額も増えていっています。本来は過誤が無いということが最良であり、そのためには保険者として迅速に保険証を被保険者に渡すことができれば少しでも過誤がなくなるのではないかと考えています。</p>
国保年金課	<p>今後マイナンバーカードが保険証の代わりになるという国の政策があります。これにより過誤が減るだろうという厚生労働省の説明がありました。</p>
会長	<p>ほかにご意見はありますか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>では、本件についてご報告をお受けいたしました。</p> <p>上記案件について報告された。</p>
国保年金課	<p>18 新規報告（「年金生活者支援給付金事務」について説明）国保年金課</p> <p>【概要】</p> <p>平成31年10月1日から、消費税の増税に伴い、一定基準以下の年金受給者に対し国が年金生活者支援給付金（以下「給付金」という。）を支給することに関する法定受託事務を市が実施する。</p> <p>年金機構からの受給要件に係る照会や、年金受給者からの支援給付金請求受付により、本人及び本人以外から請求者の個人情報収集する。</p>
田代委員	<p>国民年金の対象者が一番多いのですか。</p>

国保年金課	所得による制限はありますが、全国で 900 万人が対象になるといわれています。
会長	ほかにご意見はありますか。
委員	異議なし。
会長	では、本件についてご報告をお受けいたしました。 上記案件について報告された。
広報情報課	19 新規報告（「島田市緑茶化計画インスタグラムフォトコンテスト」について説明）広報情報課 【概要】 緑茶化計画関連物品等の周知促進を目的として、緑茶化をテーマにインスタグラムを活用したフォトコンテストを行う。 受賞者の選定に当たり、本人から個人情報収集する。
田代委員	表彰者の決定は、アクセス数等が参考になるのでしょうか。
広報情報課	もともと多数のフォロワーをもっている方もいますので、個人のアクセス数や「いいね」の数は参考にせず、インスタグラムの内容で判断します。
会長	審査は職員で行いますか。
広報情報課	はい、庁内で審査会を行います。
会長	ほかにご意見はありますか。
委員	異議なし。
会長	では、本件についてご報告をお受けいたしました。 上記案件について報告された。
広報情報課	20 廃止案件（「島田市緑茶化計画広報用物品制作費補助金交付事務」について説明）広報情報課

	<p>【廃止の理由】</p> <p>緑茶化計画の周知という当初の目的に関して一定の成果を得たことから、事業を廃止する。上記案件について報告された。</p>
<p>地域づくり課 会 長 地域づくり課 会 長 委 員 会 長</p>	<p>21 新規報告（「移住就業支援事業費補助金交付事務」について説明）地域づくり課</p> <p>【概要】</p> <p>東京圏からの移住促進及び中小企業の人材確保を目的として、移住・就業補助金の支給事務を行う。</p> <p>補助金の交付申請受付により、本人から個人情報を取得する。</p> <p>本人からの申請に基づいて補助金を交付する事務ということによろしいですか。</p> <p>はい。</p> <p>ほかにご意見はありますか。</p> <p>異議なし。</p> <p>では、本件についてご報告をお受けいたしました。</p> <p>上記案件について報告された。</p>
<p>環 境 課 田 代 委 員 環 境 課 田 代 委 員</p>	<p>22 新規報告（「住宅用省エネルギー設備設置事業費補助金」について説明）環境課</p> <p>【概要】</p> <p>住宅用蓄電池及び住宅用燃料電池（エネファーム）等の省エネルギー設備の普及促進を目的として、該当設備の設置費の補助事務を行う。補助金の交付申請受付により、本人から個人情報を取得する。</p> <p>これは国からの補助金ですか。</p> <p>市単独の補助金です。</p> <p>エネファームの設置費用はどのくらいですか。</p>

環 境 課	120 万円程します。その 1 割を補助します。
会 長	ほかにご意見はありますか。
委 員	異議なし。
会 長	では、本件についてご報告をお受けいたしました。 上記案件について報告された。
環 境 課	23 廃止案件（「住宅用太陽エネルギー利用設備設置事業費補助金」について説明）環境課 【廃止の理由】 住宅用太陽光発電システム補助金から住宅用蓄電池設置事業費補助金にシフトする方針であり、本事業の廃止に伴い届出簿の廃止を行う。 上記案件について報告された。
健康づくり課	24 新規報告（「緊急風しん抗体検査事業」について説明）健康づくり課 【概要】 風しんの感染拡大防止及びワクチンの効率的な活用を目的として、風しん抗体検査事業を行う。検査結果を受取るに当たり、本人から個人情報収集する。
田 代 委 員	対象者以外は過去に予防接種を受けているということですか。
健康づくり課	昭和 54 年以降は予防接種を受けていて、昭和 37 年以前は風しんに罹患して自然に抗体ができていたものとするため事業対象外としています。
尾 村 委 員	抗体が少ないという検査結果がでたら予防接種の勧奨をするといった事務ですか。接種はお金がかかりますか。
健康づくり課	はい。検査結果に基づいて予防接種の勧奨を行います。なお、接種は無料になります。
会 長	検査結果は市から本人へ通知しますか。

健康づくり課	医療機関から本人に通知されます。
会長	ほかにご意見はありますか。
委員	異議なし。
会長	では、本件についてご報告をお受けいたしました。 上記案件について報告された。
保育支援課	25 新規報告（「保育士就職支援セミナー」について説明）保育支援課 【概要】 島田市内の保育士不足の解消に繋げることを目的に、講演会・就職相談会・保育体験等の保育士の就職支援を行う。 セミナーへの参加申込受付に伴い、本人から個人情報収集する。
田代委員	3月9日のセミナーには何人が集まりましたか。
保育支援課	現時点では17名の応募をいただいています。
会長	求人側と希望者の直接のやりとりや出会いの場だけでは人材不足は解消されませんか。
保育支援課	今回は学生を対象にしましたが、やはり希望者に対して求人側は多いので、島田市を選ぶということがなかなかないのが現状です。希望者側も、民間の施設では個別に当たらなくてはいけないといった問題があります。
会長	ほかにご意見はありますか。
委員	異議なし。
会長	では、本件についてご報告をお受けいたしました。 上記案件について報告された。
保育支援課	26 新規報告（「保育士等人材バンク」について説

	<p>明) 保育支援課</p> <p>【概要】</p> <p>保育士・幼稚園教諭・看護師・栄養士・調理師等の人材不足を解消することを目的として、人材バンク登録事務を行う。</p> <p>人材バンク登録の申込に伴い、本人から個人情報を収集する。</p>
田 代 委 員	<p>まだ資格のない学生等は対象になりますか。</p>
保 育 支 援 課	<p>今年4月に看護学校を卒業見込みであるといった方は対象になります。</p>
会 長	<p>ほかにご意見はありますか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
会 長	<p>では、本件についてご報告をお受けいたしました。</p> <p>上記案件について報告された。</p>
農 林 課	<p>27 新規報告（「林地台帳・林地台帳地図管理業務」について説明）農林課</p> <p>【概要】</p> <p>森林法の改正により、森林施業の担い手への集約化等を進めるため、林地台帳及び林地台帳地図の作成及び公表並びに提供事務を行う。林地台帳の作成、更新及び閲覧申請に伴い、本人及び本人以外から個人情報を収集する。</p>
田 代 委 員	<p>農地の集積のように、森林も担い手へ集約するということですか。</p>
農 林 課	<p>そうです。一つ一つの筆が小さいため施業が進まないという課題がありました。それを克服するために、大規模な森林整備をする事業者がこの台帳を基に森林の所有者を調べるというものです。</p>
会 長	<p>ほかにご意見はありますか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>

<p>会 長</p>	<p>では、本件についてご報告をお受けいたしました。</p> <p>上記案件について報告された。</p>
<p>文 化 課</p>	<p>28 新規報告（「文化芸術推進計画に係る市民意見聴取事務」について説明）文化課</p> <p>【概要】</p> <p>文化芸術推進計画策定の参考のため、市民対象のワークショップによる意見聴取事務を行う。ワークショップ参加申込受付に伴い、本人から個人情報収集する。</p>
<p>会 長</p> <p>文 化 課</p>	<p>公募または団体推薦による応募者とありますが、本人以外からの個人情報の収集は発生しませんか。</p> <p>団体への推薦については、団体内で被推薦者を選出し、被推薦者本人から応募していただく方法をとりますので、本人からの収集になります。</p>
<p>会 員</p>	<p>ほかにご意見はありますか。</p> <p>異議なし。</p>
<p>会 長</p>	<p>では、本件についてご報告をお受けいたしました。</p> <p>上記案件について報告された。</p>
<p>子 育 て 応 援 課</p>	<p>29 変更報告（「育児サポーター派遣事業」について説明）子育て応援課</p> <p>【概要】</p> <p>妊娠中又は出産後間もない母親を援助し、児童の健全な育成と福祉の増進を図ることを目的として、育児サポーターの派遣を行う。育児サポーター申込受付に伴い、本人から個人情報を収集する。</p> <p>【変更点】</p> <p>育児サポーター利用登録者のサービス利用予約を、従来の電話予約に加え、LINEによる予約を可能とする。</p>

<p>会 長</p>	<p>L I N E による予約を行う利用者は、育児サポーター派遣承認番号とサービス利用希望日等をL I N E により子育て応援課の公式L I N E へ送信する。育児サポーター派遣承認番号を本人から収集することになるため、届出簿の変更を行う。</p>
<p>子育て応援課</p>	<p>訪問記録は今回の事務の変更に伴い収集することになりますか。</p>
<p>会 長</p>	<p>これは、育児サポーターの事務開始から収集しているものになります。今回の事務変更に伴い、届出簿の内容を精査した結果、項目が漏れていたため修正するものです。</p>
<p>会 員</p>	<p>ほかにご意見はありますか。</p>
<p>会 員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>会 長</p>	<p>では、本件についてご報告をお受けいたしました。</p> <p>上記案件について報告された。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>30 変更報告（「本庁担当課への申請書、届出書等の送付事務」について説明）金谷南地域総合課・金谷北地域総合課・川根地域総合課 ※行政総務課事務局で説明 【概要】 金谷及び川根支所に提出された書類を適切に本庁担当課に送付することを目的として、提出書類の管理事務を行う。事務の実施に当たり、本人から個人情報収集する。 【変更点】 事務内容に変更は無いが、届出簿の記載内容について整理を行った。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>本庁担当課への申請書や提出書類の受取についての事務の届出簿の整理を行いました。</p> <p>具体的には事務目的の明確化、保有する公文書の名称変更の2点です。</p> <p>以前の届出簿の記載では、公文書名に課名が記載されていましたが、組織再編により課の変更があり</p>

<p>会 長</p>	<p>ますので、課名を除いた記載に変更しました。</p>
<p>委 員</p>	<p>ほかにご意見はありますか。</p>
<p>会 長</p>	<p>異議なし。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>では、本件についてご報告をお受けいたしました。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>上記案件について報告された。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>31 廃止案件（「災害時要援護者（身体障害者及び知的障害者）名簿作成事務」について説明）福祉課</p> <p>【廃止の理由】</p> <p>災害対策基本法の一部改正により、「災害時要援護者」から「避難行動要支援者」に名称が変更されたことに伴い、「避難行動要支援者名簿取扱事務」の新規届出を行った。これに伴い本届出を廃止する。</p> <p>上記案件について報告された。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>その他</p> <p>「島田市個人情報保護審議会の意見の類型表」への類型の追加について、平成30年度第2回審議会において委員より指摘を受けた部分について修正を行い、再度審議を行った。</p> <p>概要及び委員からの主な意見は、以下のとおり。詳細は、別紙資料を参照のこと。</p> <p>【審議概要】</p> <p>島田市個人情報保護審議会が個人情報取扱事務の内容を審議するに当たり審議の迅速を図るため、過去の個人情報保護審議会の判断事例を元に公益上の必要が認められる案件の例示を類型表としてまとめている。</p> <p>審議のより迅速化を図るため、最近の審議結果を踏まえ、類型表へ新たな類型を追加する必要がある。事務局において別紙のとおり類型案を提示する。</p> <p>【前回からの修正点】</p> <p>・表2の「公共的団体」について、「公共的又は公</p>

	<p>益的な団体」とし、市と団体が協働して実施する事業に表記を改めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 表 4 については、目的外利用についての追加類型を削除し、表 2 と同じく、「公共的又は公益的な団体と協働して実施する事業の適正な遂行のための外部提供」に改めた。 <p>【委員からの主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 表 4 の「※当該団体とは、個人情報の取扱いに関する遵守事項を書面をもって取り交わすものとする。」はどのように確認を行うのか。 <p>【事務局から回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> 表 4 の 8 の類型を理由とする個人情報の取扱いの場合は、案件の審議会提出時に遵守事項の書面の写しを担当課に求めることとする。 <p>審議結果、別紙新しい類型である、表 1 ～No. 6、表 2 ～No.12、表 4 ～No. 8 を追加することが承認された。</p> <p>委員からの意見を踏まえ、類型案を調整し、次回の審議会で再度提案する。</p> <p>次回平成 31 年度第 1 回島田市個人情報審議会は平成 31 年 7 月頃を目処に開催予定。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
提出された資料等	別紙のとおり
会議を所管する課の名称	行政経営部 行政総務課
その他必要な事項	